

フードバリューチェーン構築基盤整備事業実施要領

(趣旨)

第1 この要領は、新・宮城の将来ビジョンに掲げる「地域の底力となる農業の国内外への展開」を実現するため、生産、製造・加工、流通、消費に至る各段階でそれぞれが連携し、生産活動の効率を高めながら商品に付加価値を付けることを目的とした経営計画を知事が認定し、農業産出額の増加、質の高い雇用の増大につながる産業として本県農業の推進を図るため、フードバリューチェーン構築基盤整備事業（以下「本事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要領における「経営計画」とは、県内で農業を営む者が、生産、製造・加工、流通、消費に至る各段階でそれぞれが連携し、生産活動の効率を高めながら商品に付加価値を付けることで農業生産と販売体制を強化し、農業経営の発展を図るための計画をいう。

2 「フードバリューチェーン」とは、生産から製造・加工、流通、消費に至る各段階の付加価値をつなぐことをいう。

(事業の内容)

第3 本事業の事業種目、その内容、事業実施主体、採択要件等は、別表のとおりとする。

(申請)

第4 本事業に基づく経営計画の認定を希望する事業実施主体（以下「申請者」という。）は、別記様式第1号により知事に申請を行うものとする。

2 前項の規定による申請の提出期限は、知事が別に定めるものとする。

(事業審査会の設置)

第5 知事は、経営計画の審査にあたって、外部専門家や有識者からなるフードバリューチェーン構築基盤整備事業審査会（以下「審査会」という。）を設置するものとし、その設置に関しては別に定める。

(審査)

第6 知事は、第4の申請を受理したときは、速やかに内容を調査し、その審査を審査会に依頼するものとする。

2 審査会は、前項の規定により依頼を受けた場合は、次に掲げる事項について審査し、その結果を知事に報告するものとする。

- (1) 事業内容、目標の妥当性及び実現可能性
- (2) 事業の成長性
- (3) 資金計画の妥当性
- (4) 収支計画の妥当性
- (5) その他必要と認められる事項

3 審査会の開催にあたっては、事前に審査会に附す経営計画を決定するための予備審査を実施することができる。

(認定)

第7 知事は、第4の規定により申請があった場合は、第6第2項の規定による審査結果に基づき、認定するときは認定通知を申請者に通知し、認定しないときはその旨を申請者に通知するものとする。

(支援施策等)

第8 第7の規定により知事の認定を受けた事業者(以下「認定事業者」という。)は、フードバリューチェーン構築基盤整備事業の交付を受けることができるものとする。

(事業の着手)

第9 事業の着手は、原則として、当該事業に係る補助金の交付決定後に行うものとする。ただし、事業の効果的な実施を図る上でやむを得ない事情により、補助金の交付決定前に着手する場合には、認定事業者は、あらかじめ知事の適正な指示を受けるとともに、その理由を明記した補助金交付決定前着手届を知事に提出するものとし、その様式は別記様式第2号によるものとする。

2 前項の場合、認定事業者は、当該事業の内容が的確となり、かつ、補助金の交付が確実となつてから着手するものとする。また、当該補助金交付決定の通知までのあらゆる損失等は自らが負担することを了知の上で行うものとする。

3 認定事業者は、補助金の交付決定前に事業に着手した場合には、補助金交付申請書に着手年月日を記入するものとする。

(事業の指導推進)

第10 県は、事業の円滑かつ適正な推進を図るため、事業実施主体等との間に緊密な連携を図りながら、他の計画、事業との整合性及び関連に配慮するとともに、必要な指導及び助言を行うものとする。

2 地方振興事務所又は地域事務所は、農業改良普及センター等関係地方機関及び関係農業団体との連携の下に、事業の円滑かつ適正な推進に努めるものとする。

(事業計画の変更等)

第11 認定事業者は、認定を受けた経営計画の内容を変更する場合には、別記様式第3号により知事の承認を受けるものとする。ただし、変更が軽微なものであつて、経営計画全体に著しい変更を及ぼさない場合は、この限りでない。

2 認定事業者は、経営計画を中止し、又は廃止する場合には、別記様式第4号により知事の承認を受けるものとする。

3 知事は、第7の規定により認定を受けた経営計画に虚偽の記載があつた場合又は当該認定を受けた経営計画に従つて事業が行われていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

(報告及び調査)

第12 認定事業者は、11月30日現在の経営計画の実施状況を、翌月20日までに、別記様式第5号により知事に報告するものとする。

2 前項の報告は、事業実施後5年間とする。ただし、経営計画の目標を達成していない場合は、継続して報告を求めることができるものとする。

3 知事は、特に必要と認めた場合には、認定事業者に対して、実施状況等を明らかにするために、関係帳簿その他必要な書類の調査を行うことができるものとする。

(書類の提出経由)

第13 この要領により知事に提出する書類は、事業を所轄する地方振興事務所又は地域事務所を経由するものとし、地方振興事務所長又は地域事務所長は、必要に応じて写しを取り保管するものとする。

2 事業実施箇所が複数の圏域にまたがる場合は、その主たる事業実施箇所を所轄する地方振興事務所又は地域事務所を経由するものとする。

(その他)

第14 この要領に定めるもののほか、この事業の実施について必要な事項については、別に定める。

附 則

- 1 この要領は、令和3年4月22日から施行する。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該事業に係る予算が成立した場合に、当該事業にも適用するものとする。